

事業名	事業内容	計画目標(R5)	令和3年度		担当課名
			目標に対する成果 (人数・回数・件数等)	達成状況	
基本目標1 お互いの個性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現					
第1節 地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進					
1 市民意識の醸成					
1-1 地域活動における交流の促進					
障害者週間記念事業の開催	障害者週間の周知啓発及び障害者の社会参加、障害者と市民がふれあうことを目的としたイベントを開催します。	(例) 1回/年 実施する	新型コロナウイルスの感染防止の観点から中止。代替としてチラシを配布	B	障害福祉課 健康福祉会館
福祉バザー	障害者就労施設等の自主生産品の販売会を市役所連絡通路にて毎月(8月・11月を除く)開催することやその他イベントに出店し、障害者の社会参加の機会や市民と障害者との交流を図ります。				障害福祉課
ふれあい広場	地域住民が子どもから大人まで世代を超え、年齢や障害の有無にかかわらず、楽しみながら交流を深めることを目的に、ふれあい広場を開催します。				社会福祉協議会
ふれあい・いきいきサロン	地域住民が気軽に集える場所をつくることで、地域の「仲間づくり」「出合いの場づくり」「健康づくり」を推進します。高齢者や障害者、子育て家庭を対象にしたサロンを運営します。				社会福祉協議会
1-2 心のバリアフリーの醸成					
各学校における「人権・福祉教育」の充実	・人権に関する研修会を実施します。 ・各学校に「大切な自分 大切なあなた」(学校人権教育指導資料集40集)等のリーフレットを配布し、あらゆる場面での人権教育を推進します。				教育委員会指導課
福祉教育推進校の実践例紹介	福祉教育推進校による取組を紹介しします。				教育委員会指導課
啓発用冊子「心のバリアフリー(やさしいつばい みんなのまち)」の配布	心のバリアフリーの醸成を目的に、市民グループと協働で子どもたちにもわかりやすい啓発冊子を作成し配布します。松戸市ホームページにも掲載しており、ダウンロードして入手することも出来るようにします。				交通政策課
1-3 学校教育における福祉教育					
福祉教育推進活動事業	児童生徒による福祉活動の実践等を行い、他校のモデルとなる福祉教育実践活動の促進・普及を図ります。 研究指定校(令和2年度より3年間指定) 中学校1校 小学校2校				教育委員会指導課
福祉に関する教育	各学校における福祉教育(総合的な学習の時間等)で車椅子体験・視聴覚における障害者等の体験を実施します。				教育委員会指導課
福祉教育	学校、団体、企業等に対し、本会で養成した「福祉教育サポーター」を派遣したり、福祉体験用具の貸し出しを行い、生徒等の福祉体験学習の支援をします。また、小中高等学校に対し、福祉教育を推進することを目的に、助成金を交付します。				社会福祉協議会
1-4 交流の場の提供					
特別支援学校・学級との交流及び共同学習	特別支援学校(特別支援学級)との交流活動を行います。				教育委員会指導課
福祉施設、学校での障害のある人との交流	地域、高齢者施設等を訪問、交流活動を実施します。				教育委員会指導課
ふれあい広場【再掲】	年齢や障害の有無にかかわらず、楽しみながら交流を深めることを目的とし、障害当事者団体やボランティアの参加・協力のもと、地区社協が主催します。				社会福祉協議会
福祉教育【再掲】	障害のある人への理解をより深めてもらうよう、障害当事者の講話を希望する学校に対し、当事者を紹介します。				社会福祉協議会
2 地域福祉活動の推進					
2-1 ボランティア等の育成と市民参加の促進					
ボランティア活動推進事業	ボランティア活動の総合相談窓口として、ボランティアをしたい人と支援を求め人を結ぶためのコーディネートを行い、ボランティア活動の活性化を図ります。また、ボランティアの情報を発信し、広く市民へボランティア活動を啓発したり、ボランティア活動者の育成やボランティア活動保険の受付等を行い、ボランティア活動者をサポートします。				社会福祉協議会
福祉教育【再掲】	職員と一緒に福祉体験学習を支援するボランティアを養成し、学校や地域等に派遣します。				社会福祉協議会
2-2 児童・生徒のボランティア活動支援					
福祉施設等でのボランティア活動	福祉施設等での疑似体験活動を行います。				教育委員会指導課
夏休み子どもボランティア体験教室	子どもたちにボランティア活動を体験する機会を設け、高齢者や障害者等とふれあい、広く福祉に関するボランティア活動の理解を深めます。				社会福祉協議会
2-3 障害者関係団体への支援					
高次脳機能障害者支援	「高次脳機能障害者及び家族の集い」を中核地域生活支援センター「ほっとねっと」と協同開催し、当事者の輪を広げ、情報交換を行います。				障害福祉課
高次脳機能障害者デイケアの参加	東葛菜の花の会・ボランティアグループ「いちごの会」・旭神経内科リハビリテーション病院の共同で、若い年代を対象としたデイケアを開催しており、そこに出席し、情報交換をします。				障害福祉課
助成事業	市内の福祉団体に対し、助成金を交付します。				社会福祉協議会
共同募金運動	支援を必要としている人たちが安心して暮らすことができるよう、共同募金運動によって集められた募金を福祉施設・団体等に配分します。				地域福祉課
福祉カー貸出し	市内に住む車いす利用者の社会参加の促進と、介護者の負担軽減を目的に、車いす対応車両の貸出しを実施します。				社会福祉協議会
障害者団体・ボランティア団体支援	健康福祉会館に登録している障害者団体・ボランティア団体に施設や設備を貸し出します。				健康福祉会館

事業名	事業内容	計画目標(R5)	令和3年度		担当課名
			目標に対する成果 (人数・回数・件数等)	達成状況	
3 権利擁護体制の推進 【重点】					
3-1 成年後見制度の普及促進					
成年後見支援センターの設置	松戸市社会福祉協議会に中核機関を委託し、成年後見支援センターを設置。市民の相談窓口や市民等に対する成年後見制度普及啓発講演会等の開催、成年後見制度に関わる関係機関を集め、協議会を開催し、松戸市の成年後見制度について協議します。				高齢者支援課 障害福祉課 社会福祉協議会
成年後見制度相談支援	成年後見制度に関する市民からの相談に対応します。				高齢者支援課 障害福祉課
市長申立て	適切な申立人がおらず、成年後見制度*の利用が必要と認められる場合は、市からの申立てを行います。				高齢者支援課 障害福祉課
成年後見制度利用における費用の助成	本人・親族申立てにおける費用の助成や成年後見制度報酬助成を実施し、利用者負担の軽減を行います。				高齢者支援課 障害福祉課
市民後見協力員養成講座	成年後見制度における法人後見*の活動を支援する市民後見協力員の養成講座及びスキルアップ研修を開催します。				高齢者支援課 障害福祉課
3-2 日常生活自立支援事業との連携					
日常生活自立支援事業	判断能力が十分でないために、適切なサービスの提供を受けられない人に対して、福祉サービスの利用援助や預貯金の払い戻し・預け入れ、各種支払いの支援をします。				社会福祉協議会
3-3 差別解消の取組みの推進					
障害者差別相談センター	障害者差別に関する市民からの相談に対応します。				障害福祉課
従事者向け障害者差別解消法研修会	障害者の権利擁護を図るため、事業所向けの啓発活動として研修会を開催します。				障害福祉課
市民向け障害者差別解消法講演会	障害者差別解消法について市民へ広く普及啓発するため、講演会を開催します。				障害福祉課
市職員向け障害者差別解消法研修	障害者の権利擁護を図るため、市職員向けの啓発活動として研修を実施します。				障害福祉課
市新人職員向け障害者差別解消法研修	障害者の権利擁護を図るため、市新人職員向けの啓発活動として研修を実施します。				人事課
市職員向け文書説明会	文書のユニバーサルデザインという視点に立ち、障害者差別解消法*及びSPコードについて説明を行い、誰もが分かりやすい文書の作成について全庁へ周知します。				総務課
障害者差別解消支援地域協議会	障害者差別に関する相談事例等について、地域の関係機関で情報を共有し、障害者差別を解消するための取組みを協議します。(障害者虐待防止ネットワークと一体的に運営します。)				障害福祉課
3-4 虐待防止体制の強化					
障害者虐待防止センター	障害者虐待に関する市民からの相談に対応します。				障害福祉課
従事者向け障害者虐待防止法研修会	障害者虐待の防止を図るため、事業所向けの啓発活動として研修会を開催します。				障害福祉課
市民向け障害者虐待防止法講演会	障害者虐待防止法について市民へ広く普及啓発するため、講演会を開催します。				障害福祉課
障害者虐待防止ネットワーク	障害者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止を図るため、会議等を通して市の関係機関及び民間団体との連携を強化します。(障害者差別解消支援地域協議会と一体的に運営します。)				障害福祉課
虐待防止連携推進会議	児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に係る施策相互の連携が図られた効果的な取組を推進するため、情報共有、意見交換等を行います。				子ども家庭相談課 高齢者支援課 障害福祉課

基本目標2 安心して暮らせるまちの実現

第2節 ライフステージに応じた切れ目のない支援

1 障害の早期療育につなげるための早期発見

1-1 保健指導の継続的な実施

ママ/パパ学級	初めて母親・父親になる人が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりを進めます。また、おやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供を充実させます。				子ども家庭相談課
市民健康相談室	保健師が本庁、各支所の市民健康相談室に常駐し、母子健康手帳の交付、育児相談、健康相談、健診等各種届出等を行います。				子ども家庭相談課
新生児(産婦)訪問指導	生後28日未満の赤ちゃんがいる家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談や子育て支援の情報提供を実施します。				子ども家庭相談課
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談や子育て支援の情報提供を実施します。				子ども家庭相談課
赤ちゃん教室	概ね1歳までの赤ちゃんと保護者を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合いを実施します。				子ども家庭相談課
離乳食教室	生後4～5か月頃の赤ちゃん(第1子)をもつ保護者を対象に、栄養士が離乳食の進め方についての話と離乳食の作り方を実演します。				子ども家庭相談課

1-2 疾病等の早期発見

乳児健康診査	乳児期の心身の異常の早期発見により、乳児の健康の保持増進を図るために、委託医療機関において、3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児に対し、健康診査を実施します。				子ども家庭相談課
乳児股関節健診	乳児期の股関節の異常の早期発見、早期治療を目的とし、委託医療機関において、3～4か月児に対し、健康診査を実施します。				子ども家庭相談課
1歳6か月児健康診査	満1歳6か月に達し、満2歳に達しない幼児に対して問診、身体測定、小児科医による診察、歯科医師による診察、個別相談を実施します。必要時、後日心理士による個別相談を実施します。				子ども家庭相談課
3歳児健康診査	満3歳5か月に達し、満4歳に達しない幼児に対して、身体測定、尿検査、視覚検査、問診、小児科医による診察、歯科医師による診察、個別相談を実施します。必要時、後日心理士による個別相談を実施します。				子ども家庭相談課

事業名	事業内容	計画目標(R5)	令和3年度		担当課名
			目標に対する成果 (人数・回数・件数等)	達成状況	
2 障害に応じた療育の充実					
2-1 子どもの自立に向けた支援					
事業所ガイドブックの作成及び公表	放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所ガイドブックを作成し、窓口での配布やホームページにおいて公表し、情報提供を行います。				障害福祉課
こども発達センター（相談・診療）	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合等に医師や専門スタッフが相談に応じます。				健康福祉会館 こども発達支援センター
こども発達センター（外来療育）	こども発達センターで診察を受けた子どもを対象に、それぞれの発達に必要な支援を専門スタッフがを行います。				健康福祉会館 こども発達支援センター
こども発達センター（通園保育）	障害のある就学前の子どもを対象に、日々の通園によって、生活面の自立に向けて保育を基本とした療育を行います。				健康福祉会館 こども発達支援センター
就学相談業務（五香分室）	子どもの発達課題や就学先等について、専門的立場から相談に応じます。				教育研究所
こども発達センターの保育所交流	こども発達センター通園部の子どもが保育所との集団保育を経験する機会を設け、成長を支援します。				保育課 健康福祉会館 こども発達支援センター
2-2 保育所（園）等の児童施設職員のサポート体制の充実					
児童施設等巡回相談（千葉県障害児等療育支援事業）	障害児や発達に心配のある子どもが通所する保育所（園）、幼稚園等の児童施設職員に対し、当該児童の支援に関する相談・助言を行います。				健康福祉会館 こども発達支援センター
臨床発達心理士の巡回相談	配慮を要する子どもの受入体制強化のため、臨床発達心理士が保育所を巡回し、保育所職員に対して相談・助言を行います。				保育課
支援者向け早期相談マップの作成及び周知啓発	ライフステージ*に応じた相談先の一覧「支援者向け早期相談マップ」を保育所・幼稚園等の支援者等に配布し、支援が必要な子どもが早期に療育につながるよう相談先を周知します。				障害福祉課 地域自立支援協議会 こども部会
2-3 ライフステージに沿った切れ目のない支援の充実					
ライフサポートファイル*の配布	支援を必要とする子どもの成育歴、医療機関、サービス利用状況等を1冊にまとめて記録・保管できる「ライフサポートファイル」を配布及びホームページにて公表します。ライフステージが変化した際に、スムーズな情報の引継ぎや、一貫した支援を受けることにつながります。				障害福祉課 こども発達支援センター 教育研究所(五香分室)
3 特別支援教育等の充実					
3-1 教育内容の充実					
指導者の人材育成個別の指導計画の活用・交流及び共同学習の実施	夏季休業中に各種研修会を実施します。また、巡回指導員が新設特別支援学級*を中心に指導助言を行います。個別の指導計画を活用し、組織的、継続的な指導・支援を行います。相互の学びと理解を醸成するために、交流及び共同学習の推進を行います。				教育研究所
3-2 教育環境の整備					
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、必要な経費について補助します。特別支援学級に在籍している、奨励費支給の申請があった児童生徒へ学用品費、給食費、交通費等を支給します。				学務課
小学校施設整備事業 中学校施設整備事業	障害のある児童・生徒の入学や進級に伴い、トイレの改修や手すりの設置などの施設整備を行います。				教育施設課
特別支援学級の補助教員・補助員の配置	特別支援学級1学級に1人の補助教員または補助員の配置をします。				教育研究所
3-3 就学相談・指導の充実					
就学相談・教育支援委員会の実施	児童生徒にとって適切な学習の場が選択できるよう就学相談を進め、年間10回の教育支援委員会を実施します。				教育研究所
3-4 卒業後の相談の充実・進路の確保					
各学校の実情・個に応じた進路指導の充実	・各学校において進路に関するガイダンスを実施します。 ・保護者等を含めた進路指導相談(教育相談)を実施します。				教育委員会指導課
4 医療的ケア児等の支援体制の整備【重点】					
4-1 普及啓発と連携・交流の推進					
医療的ケア児の支援のための連携推進会議	医療的ケア児の支援に向けて保健・医療・福祉等の関係機関が協議します。関係機関が行っている支援や連携のための取組の共有、現状把握や課題分析、対応策の推進と検証を行います。				障害福祉課
ライフサポートファイル*の配布【再掲】	支援を必要とする子どもの成育歴、医療機関、サービス利用状況等を1冊にまとめて記録・保管できる「ライフサポートファイル」を配布及びホームページにて公表します。ライフステージ*が変化した際に、スムーズな情報の引継ぎや、一貫した支援を受けることにつながります。				障害福祉課 こども発達支援センター 教育研究所(五香分室)
医療的ケア児等や家族、当事者同士の交流・支援者のネットワークづくり	医療的ケア児等やその家族が地域で生活する上で必要な知識や社会資源についての理解を深め、より安心して暮らしていけるよう、当事者同士の交流・支援者のネットワークづくりを支援します。				障害福祉課
地域子育て支援拠点(おやこDE広場・子育て支援センター)での交流	地域子育て支援拠点(おやこDE広場・子育て支援センター)にて医療的ケアを必要とする子どもとその保護者が安心して交流できる場を提供します。				子育て支援課
医療的ケア児等の利用できる社会資源一覧の発信	医療的ケア児等が必要な相談や支援につながりやすくなるよう、障害、医療、保健、子育て、教育など複数の所管にまたがる様々な情報をホームページにて提供します。				障害福祉課
災害対策の充実	市で把握している医療的ケア児等の名簿を活用し、避難行動要支援者名簿*等防災に関する情報の周知を行います。				障害福祉課

事業名	事業内容	計画目標(R5)	令和3年度		担当課名
			目標に対する成果 (人数・回数・件数等)	達成状況	
4-2 医療的ケア児等を支援する保育・教育・サービスの充実					
医療的ケア児 * 喀痰吸引等研修費補助金	たんの吸引等を行うことのできる障害福祉サービス事業所の職員を養成することを目的として、障害福祉サービス事業所に勤務する職員が、第一号または第二号の喀痰吸引等研修を修了した場合、事業者に対し10万円を上限に受講料の一部または全部を補助します。				障害福祉課
医療的ケア児の支援のための医師による巡回指導	障害福祉サービス事業所等において医療的ケア児等に対する支援を適切に行える看護師等を養成することを目的として、知見のある在宅医等の医師が、医療的ケア児を支援する障害福祉サービス事業所や保育所(園)を巡回し、そこに勤務する看護師等に対し助言や指導にあたります。				障害福祉課
学校に派遣している看護師への医師による巡回指導	学校において医療的ケア児への支援を目的として派遣している看護師に対して、知見のある在宅医の医師が、学校を巡回し、助言や指導にあたります。				教育研究所
医療的ケア児支援スキルアップ研修	病院から在宅への移行が円滑に行われ、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけることを目的として、家族からの相談を受けるとともに、相談内容に応じて適切なサービスのマナーメントや助言を行えるよう従事者に対し、研修を実施します。				障害福祉課
保育所における医療的ケア児の受入	日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が保育所等の利用を希望する場合に、受け入れることができる保育所等の体制を整備し、医療的ケア児及び保護者の地域生活支援の向上を図ります。				保育課
こども発達センター * (通園保育)【再掲】	医療的ケアを必要とする障害を持った子どもの単独通園の実施により、生活面の自立に向けて保育を基本とした療育を行います。				健康福祉会館 こども発達支援センター

基本目標2 自分らしく生きがいのある生活の実現

第3節 生きがいをもった社会参加の促進

3-1 障害のある人への就労支援

1 就労支援・雇用の促進及び安定

障害者就業支援事業	障害者の就労相談、企業等への同行支援のほか、企業訪問による職場開拓を実施します。				障害福祉課
松戸市職場適応援助者(ジョブコーチ*)派遣事業	事業主または既に働いている障害者から相談を受け、職場定着支援を行います。				障害福祉課
就業支援者(障害者就労施設職員等)のスキルアップ研修会の開催	就業支援者側のスキルアップを目的に就労定着支援研修会を開催します。				障害福祉課
企業向け障害者雇用セミナー	企業に対し、障害者雇用の普及・啓発を図るための研修を開催します。(仕事の切り出し、社内理解の進め方、合理的配慮*等の情報提供等)				障害福祉課 商工振興課 地域自立支援協議会 就労支援部会
雇用促進事業	企業に対しての障害者雇用に関する広報を実施します。				商工振興課
雇用促進奨励金	障害者1人につき奨励金交付期間内における各月の賃金の30/100に相当する額(但し、各月20,000円を限度とする)を支給します。				商工振興課
松戸公共職業安定所雇用促進協力会	松戸公共職業安定所*に対し、県内外への労働力を確保し、地域と企業の発展に寄与します。(1)雇用促進事業(合同面接会支援、学校就職担当者との情報交換会)(2)会員増強運動(3)雇用促進関係の資料作成配布				商工振興課
障害者職場実習奨励金	障害のある人を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付します。5日以上の職場実習につき、20,000円				商工振興課
求人・就職雇用促進業務	庁内就労支援担当者会議の開催をします。				商工振興課
求人・求職対策支援業務	「しごと相談窓口サイト」(障害者ページ)の運用をします。				商工振興課
松戸市役所の障害者の雇用率	松戸市役所は、地方自治体の法定雇用率*を超える雇用率の達成を目指します。				人事課

2 障害者就労施設等への発注拡大・工賃向上

庁内への障害者優先調達推進法の周知・啓発	障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設等*の取扱物品や可能な役務内容を庁内に情報提供します。また、庁内の取組みについて、毎年実績を公表します。				障害福祉課
福祉バザー【再掲】	障害者就労施設等の自主生産品の販売会を市役所連絡通路にて毎月(8月・11月を除く)開催することやその他イベントに出店し、障害者の社会参加の機会や市民と障害者との交流を図ります。				障害福祉課 松戸市福祉施設 共同販売推進協議会

3-2 地域とつながるスポーツ・文化活動等の支援

1 スポーツ・レクリエーションの促進

ふれあい教室(スポーツ・レクリエーション)の開催及び千葉県障害者スポーツ大会への参加	カローリングやコーラス等の講座の開催や障害者スポーツ大会への参加を募り、スポーツや文化活動への参加を通して社会参加を促進します。				健康福祉会館
スポーツ振興(カヌー体験研修会)	一般市民と障害のある人のふれあいを促進するため、松戸市カヌー協会が年に1回実施している体験研修会を後援します。				スポーツ課
ハートフル交流会	障害のある人と地域住民がふれあいと交流を深め、地域での障害者理解や関係づくりにつなげます。				社会福祉協議会

2 文化・芸術等の活動の支援

ふれあい教室(創作活動)の開催及び点字図書・録音図書の貸出	陶芸や水彩画等の講座の開催や点字図書・録音図書を貸し出すことにより、文化・芸術活動にふれあう機会を提供し、社会参加を促進します。				
-------------------------------	--	--	--	--	--

3 居場所づくりの支援

地域活動支援センター*等への運営支援	障害福祉サービス以外の日中活動の場所として、地域活動支援センターへの運営補助を行います。				障害福祉課
多様な居場所の創出	家庭や職場、学校とは違う「第3の居場所」を地域に多様に創出することで、孤立を防止し、新たなつながりを作り「どんな人にも出番と居場所のある街まつど」を目指します。				地域共生課

事業名	事業内容	計画目標(R5)	令和3年度		担当課名
			目標に対する成果 (人数・回数・件数等)	達成状況	
第4節 自立した地域生活の支援					
4-1 障害の原因となる疾病の予防と治療					
1 健康の維持・増進					
がん検診	各種がん検診を早期発見、早期治療することにより健康の保持増進を図ります。				健康推進課
女性の健康診査	女性の生活習慣病を予防し、健康増進を図ります。				健康推進課
骨粗しょう症検診	健康状態の把握と介護予防を含めた生活改善の支援を行います。				健康推進課
生活保護健康診査	循環器疾患等の危険因子を早期発見し、栄養・運動等の生活指導及び適切な治療に結びつけることにより生活習慣病を予防します。				健康推進課
生活習慣病予防業務	保健師、栄養士、歯科衛生士が生活習慣病予防、食生活、口腔保健等健康づくりに関する様々なテーマで講話や実技を行います。				健康推進課
成人保健指導	市民健康相談室、保健福祉センター等において、健康相談・保健指導を行います。				健康推進課
家庭訪問	健康な生活の維持・増進のため、保健師が家庭訪問や健康相談等の支援を行います。				健康推進課
食生活講座	生活習慣病予防のために、自分及び家族の食生活の現状を知り、食生活改善の手がかりとするための講座を複数コース開催します。(講話と調理実習、調理実演と試食、運動体験のいずれか)				健康推進課
高齢者の食生活講座	健康と食生活について学び、今後も健やかな生活を送るための手がかりとするための講座を開催します。(講話と調理実習もしくは調理実演と試食)				健康推進課
健康づくり啓発	健康づくりのために、食に関心を持ち、望ましい食習慣を学ぶ講座として「親子クッキング教室」を開催します。(小学3年生以上の子どもと保護者対象、講話と調理実習)				健康推進課
特定健康診査	循環器系疾患等の危険因子を早期発見し、栄養・運動等の生活指導及び適切な治療に結びつけることにより生活習慣病を予防します。				国民健康保険課
2 医療費等の負担軽減					
重度心身障害者医療費助成	重度障害者に対する医療費自己負担の助成をします。				障害福祉課
自立支援医療費の助成	自立支援医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)の医療費自己負担の助成をします。				障害福祉課
未熟児養育医療費助成	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする子どもに対して、その治療に必要な医療費を公費で一部助成します。				子ども家庭相談課
4-2 障害福祉サービスの充実					
1 障害福祉サービスの供給体制の整備					
事業所ガイドブックや事業所一覧の作成及び公表	事業所ガイドブックや事業所一覧を作成し、窓口での配布やホームページにおいて公表します。				障害福祉課
共生型サービスの周知・啓発	介護保険または障害福祉の指定を受けている事業所等に共生型サービスの周知・啓発を図ります。				障害福祉課 介護保険課
地域自立支援協議会*の開催	地域自立支援協議会を開催し、テーマごとに部会を設置し、課題解決のための体制整備を図ります。				障害福祉課
グループホーム等運営費補助金	要綱に定めた条件に基づき、グループホーム等に係る運営費を補助します。				障害福祉課
2 障害福祉に関する人材の育成					
相談支援専門員スキルアップ研修	相談支援専門員のスキルアップ向上を目的に、研修会を開催します。				障害福祉課
相談支援事業所連絡会(サボサボ)	相談支援部会が運営し、相談支援事業所等の情報共有、意見交換、勉強の場を開催します。				地域自立支援協議会 相談支援部会 障害福祉課
外部研修への派遣	松戸市職員の障害福祉に対する資質向上のため、外部研修へ派遣します。				人事課
千葉県等が主催する研修の参加	松戸市職員の障害福祉に対する資質向上を目指し、国、都道府県、市町村(委託事業も含む)が主催する研修に参加します。				障害福祉課
相談員研修	身体障害者相談員や知的障害者相談員への研修を開催します。				障害福祉課
3 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築					
相談支援事業所向け実地指導及び集団指導(相談支援事業者連絡協議会)	相談支援事業所の実地指導及び集団指導を実施し、請求にあたっての注意すべき点の情報提供等を行い、適正化を図ります。				障害福祉課
4 地域生活支援拠点の整備					
地域生活支援拠点*の整備	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有する職員の育成を図ります。地域生活において障害者やその家族の緊急事態の対応を図るため、緊急時に迅速・確実な相談支援を実施し、短期入所を活用します。体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供します。				障害福祉課
5 利用者負担の軽減					
利用者負担額の軽減	・国において、低所得(市民税非課税)者の福祉サービス・補装具の利用者負担を無料にします。・国において、3～5歳までの児童通所支援サービスの利用者負担額を無料にします。・市において、低所得(市民税非課税)者の地域生活支援事業の利用者負担を無料にします。				障害福祉課

事業名	事業内容	計画目標(R5)	令和3年度		担当課名
			目標に対する成果 (人数・回数・件数等)	達成状況	
4-3 生活の安定のための支援					
1 年金・各種手当制度の周知					
心身障害児福祉手当	知的障害並びに身体に障害のある20歳未満の児童について福祉手当を支給します。				障害福祉課
特別障害者手当	心身に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する者に手当を支給します。				障害福祉課
障害児福祉手当	国の定める重度の障害を有する20歳未満の児童に、手当を支給します。				障害福祉課
ねたきり身体障害者福祉手当	ねたきり身体障害者等又はその介護者の障害ゆえに生ずる負担を軽減するため、ねたきり身体障害者等福祉手当を支給します。				障害福祉課
特別児童扶養手当	国の定める障害を有する20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に対して手当を支給します。				障害福祉課
心身障害者扶養年金	千葉県心身障害者扶養年金制度に加入した者のうち、掛け金の減額を受けた市内に住所を有する者に助成金を交付します。				障害福祉課
難病*者援護金	市指定難病療養者に援護金を支給します。				障害福祉課
国民年金受託事業	国が実施している障害基礎年金制度について、情報提供を行います。				国民年金課
2 助成・割引制度の活用支援					
福祉タクシー券事業	障害者が通院等のためタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成します。				障害福祉課
自動車燃料助成事業	日常生活を営むうえで自動車の運行を必要とする心身障害者または、その扶養義務者に対して燃料の一部を助成します。				障害福祉課
障害者施設等通所交通費助成事業	障害者施設等に通所する人に対し、交通費の全部または一部を助成します。				障害福祉課
訪問理容出張費助成	外出が困難な障害者に対して、訪問理容を受けた際に要した出張費の一部を助成します。				障害福祉課
手帳による減免・割引制度の案内	手帳を取得することにより、活用できる減免・割引制度について説明し、申請の受付や窓口を案内します。				障害福祉課
観覧料の免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人及びその介護人(手帳の交付を受けている人1人につき1人)は、観覧を無料にします。その旨、当館ホームページや行事案内、展覧会チラシ、ポスター等への掲載により情報提供します。				博物館
入館料の免除	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人及びその介護者1名の入館料を免除します。				戸定歴史館
4-4 相談支援体制の充実 【重点】					
1 身近な相談支援体制の充実・強化等					
居住サポート事業	転居や自宅からグループホーム入居の相談、退院可能な障害者への住居確保・生活支援を行います。				障害福祉課
地域自立支援協議会*の開催【再掲】	地域自立支援協議会を開催し、テーマごとに部会を設置し、課題解決のための体制整備を図ります。				障害福祉課
基幹相談支援センター支援事業・障害者相談支援事業	障害者等から虐待・差別を含む障害分野の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援や必要な支援を行います。				障害福祉課
ひきこもり支援事業	基幹相談支援センターにおいて、ひきこもり状態にある本人や家族等への訪問支援を含めた相談支援を実施することにより、信頼関係を構築し、早期支援や自立支援等を図ります。				障害福祉課
2 包括的な相談支援体制の整備					
重層的支援体制整備事業	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する「断らない包括的な支援体制」を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくり事業を一体的に実施します。				地域共生課
在宅医療・介護連携支援センター*	世帯全体の複合的・複雑化した課題を捉え、多様な機関と連携し、医療と介護に係る必要な支援をコーディネートする等の相談支援体制の充実化を図ります。				高齢者支援課
福祉まるごと相談窓口*	高齢者、障害、子ども分野等の複合化・多問題化したケースについて、課題を整理し、紐解き、適切な相談機関へつなぐ役割を担います。				高齢者支援課
福祉相談機関連絡会	福祉の各分野の相談支援を担う機関の連携における支援の実態把握や相談事例の検討を通じ、機関の連携を図ることで、包括的な支援システムを推進します。				高齢者支援課
4-5 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実					
1 情報提供の充実					
声の広報まつど	松戸市公式ホームページ上で広報まつどの音声版「声の広報」を公開します。市内在住で障害者手帳(視覚)を持つ人を対象に、無料で広報まつど等を音声化したCDを郵送します。				広報広聴課 健康福祉会館
ホームページのアクセシビリティの向上	・弱視の人、色の識別や文字を読むことが苦手な人のための支援を行うソフトウェア「ZoomSight」により情報の得やすいホームページを作成します。 ・総務省が策定した「みんなの公共サイト運用モデル」と日本工業規格のAA(ダブルイー)等級*に対応します。				広報広聴課
障害者サービスの充実	各種障害者サービスを充実させ、情報の入手に困難を感じる人が必要な情報を入手できるような図書館運営を行います。				図書館

事業名	事業内容	計画目標(R5)	令和3年度		担当課名
			目標に対する成果 (人数・回数・件数等)	達成状況	
2 コミュニケーション支援の充実					
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成を目的に受講者が身体障害者福祉の概要や手話奉仕員の役割・責務について理解と認識を深めるとともに、手話奉仕員としての手話技術を習得する研修を実施します。				障害福祉課
聞こえのサポーター養成事業	受講者が筆談の技術を学ぶことで、様々な要因による聞こえにくさからコミュニケーションに不自由を感じている人たちと対話できることにより、地域に溶け込んだ聴覚障害者支援を図ります。				障害福祉課
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚・言語機能・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣を行います。				障害福祉課
磁気ループの貸出	聴覚に障害がある人及び聞こえに不便を感じている人が、磁気ループを使用することにより、集会・会議・講演会等に安心して参加いただけるよう貸し出しを行います。				障害福祉課
NET119緊急通報システム	聴覚や言語に障害があり、音声による119番通報が困難な人が、携帯電話やスマートフォンの画面操作だけで119番通報ができるシステムを提供します。				消防局警防課 障害福祉課
3 手話言語条例の普及啓発					
手話言語条例普及啓発のためのチラシ・ポスター配布	手話言語条例の普及啓発のためにポスター及びチラシを作成し、関連施設へ配布します。				障害福祉課
松戸市職員向け手話体験研修会	松戸市職員への手話言語条例の普及啓発を含めた、手話の研修会を開催します。				障害福祉課
手話言語条例制定PR動画	松戸駅東口デッキ、テラスモール松戸のデジタルサイネージ*及び松戸市公式YouTubeで、制定PR動画を公開します。				障害福祉課
放課後KIDSルームでの手話交流会	市内の小学校に設置されている放課後KIDSルームの場を借りて、手話交流会を開催します。				障害福祉課

基本目標2 安心して暮らせるまちの実現

第5節 安全安心なまちづくりの推進

1 生活しやすいまちづくり

1 バリアフリー化の推進

バリアフリー化推進業務	市民センターのバリアフリー化を推進します。				市民自治課
「松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針」の啓発	啓発活動として、各公共施設管理者に対して説明会を実施します。				都市計画課
公共サイン*の改善	公共サイン設置に係るルール化を検討します。				都市計画課
公園バリアフリー対策修繕	市内公園について、利用者が移動を円滑にできることを目的とし、出入口や園路の改修を行い段差の解消等を図ります。				公園緑地課
高齢者、障害者に配慮した歩道の整備	都市計画道路事業等に伴い高齢者、障害者に配慮した歩道の整備を行います。				道路建設課
鉄道駅バリアフリー化事業に対する補助金の交付	駅の円滑な利用を促進し、障害のある人にも配慮したまちづくりを推進するため、鉄道事業者が行う移動等円滑化設備等の設置に対し補助金を交付します。				交通政策課
放置自転車の撤去	松戸市自転車の放置防止に関する条例に基づき、放置自転車の撤去を行います。				交通政策課
放置自転車防止の啓発	駅前放置自転車クリーンキャンペーン(10月～11月)を実施し、ポスターの掲示等による啓発活動を行います。				交通政策課

2 住まいの確保と居住の支援

市営住宅管理事業	市営住宅申込時、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた一定以上の等級の人に対し、優遇措置を設けます。また既存入居者に対し、下肢の衰え等による住み替え要望があった場合、住み替え先を斡旋します。				住宅政策課
住宅リフォーム相談会	住宅リフォーム相談会を開催し、バリアフリー*化も含めた市民からのリフォーム相談に対応します。				住宅政策課
居住サポート事業【再掲】	転居や自宅からグループホーム・ケアホーム入居の相談、退院可能な障害者への住居確保・生活支援を行います。				障害福祉課
入居者家賃扶助費事業	グループホーム等に入居している障害者に対して、家賃の一部を助成します。				障害福祉課

2 防犯・防災及び感染症等の対策の推進【重点】

1 災害時要援護者支援体制の整備

避難行動要支援者避難支援業務	避難行動要支援者名簿への登録や名簿の貸出を行います。				地域福祉課
災害対策の充実【再掲】	市で把握している医療的ケア児*等の名簿を活用し、避難行動要支援者名簿等防災に関する情報の周知を行います。				障害福祉課
避難支援体制の整備	避難所運営ゲームHUGと呼ばれる避難所の開設を模擬体験できる訓練を実施し、避難所における要配慮者への対応について施設担当者や情報共有を行います。				危機管理課

2 災害時における情報伝達の確実性の向上

災害情報の提供	「松戸市安全安心情報のメール」(火災等災害情報)を配信します。				消防局警防課
---------	---------------------------------	--	--	--	--------

3 防犯対策の推進

松戸市安全安心メール	災害情報のほか、身近な犯罪情報や不審者情報などを、メールで配信します。				市民安全課
------------	-------------------------------------	--	--	--	-------

4 感染症等に対する備えの検討

防災や感染症等対策に関する障害福祉サービス事業所との連携	障害福祉サービス事業所と連携し、防災や感染症等の対策について実態を把握し、協議します。				障害福祉課
障害福祉サービス等の継続	災害発生時や感染症の拡大時にもサービスを継続できるように、体制を整備します。				障害福祉課
災害や感染により支援者が不在となった場合の対応	災害発生時や感染等により支援者が不在となった場合に在宅の障害児者を支援する体制について県等、関係機関と連携を図るなど体制を整備します。				障害福祉課
スタマ用具の保管	災害時に備え、オストメイトのためのスタマ用具等の保管をします。				障害福祉課
感染症に関する情報の提供	様々な感染症に関する情報を広報、ホームページ等で周知します。				健康福祉政策課